

港湾局

横浜経済の活性化と市民生活を豊かにする総合港湾づくり

1 国際競争力のある港

国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路の維持・拡大、近海航路の更なる拡充、新たな貨物の獲得に向けて、コンテナ船の大型化やアジアを中心とした世界の貨物量の増加などの海運動向に的確に対応し、コンテナふ頭の再編・強化や先進的な施設整備を進めます。併せて大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな物流拠点となる新本牧ふ頭の整備を進めています。

横浜港の主力取扱貨物である完成自動車をはじめ、コンテナ以外の一般貨物を効率的に取り扱えるよう、ふ頭の機能転換や集約を進めます。また、増大する港湾物流に対応するため、広域道路ネットワークと臨港道路を接続し、貨物集貨力を強化するとともに、ふ頭間の円滑な交通を確保します。

2 市民が集い、憩う港

客船の大型化・多様化や寄港増加に対応できるワールドクラスのクルーズポートとして、寄港促進や賑わいの創出を図るとともに、国際交流の推進に取り組みます。

物流機能の沖合展開など利用形態の変化が生じている内港地区において、土地利用を転換し、新たな賑わい拠点づくりを進めます。

市民や来街者への身近な親水空間の提供や海洋性レクリエーション需要に対応するため、開かれたウォーターフロントの形成を進め、地区の特性を活かした快適で魅力ある親水空間を創出します。

3 安全・安心で環境にやさしい港

発災時に市民生活や経済活動を支える拠点として、横浜港の防災機能を強化し、災害に強い港づくりを進めます。

親しみやすく美しい横浜港を次世代へ引き継ぐため、緑地の確保、水質環境の改善など環境保全の取組を推進します。

2050 年の脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガスの排出を港全体としてゼロにするカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を進めます。

横浜港港湾計画

横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、港湾管理者である横浜市が港湾法に基づいて定める基本的な計画です。

社会情勢や横浜港を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和元年代後半を目標年次とする貨物量や施設の規模、配置等を定めています。

やコンテナ貨物の集貨支援の充実による「集貨」、輸入貨物の拡大と定着に向けてロジスティクス機能の強化を図る「創貨」、高規格なコンテナターミナル整備や国の施策を活用したターミナルコストの低減などの「競争力強化」を進めています。

また、平成 28 年 1 月 12 日に「横浜川崎国際港湾株式会社」を設立し、3 月 4 日に国土交通大臣より港湾運営会社の指定を受け、コンテナターミナルの一元的・効率的な運営を行う体制が整い、現在、同社を軸に、さらなる競争力強化を推進しています。

■コンテナ取扱機能強化 (物流企画課、物流運営課・新本牧事業推進課)

我が国の物流を支える国際コンテナ戦略港湾として、高規格コンテナターミナルの重点整備や臨港道路の整備を実施するとともに、コンテナ取扱貨物量の増加、基幹航路の維持・拡大を図っていきます。

そのため、横浜川崎国際港湾株式会社を中心とした航路ネットワークの拡充を目的とした支援策や内航コンテナ船による国際フィーダー航路網の強化等に取り組み、横浜港の国際競争力の更なる強化を図ります。

国際競争力のある港

日本港湾の国際競争力は、アジア諸港の躍進的な発展等に伴い、国際的な地位が相対的に低下しており、基幹航路（アジアと北米・南米・欧州・アフリカ・豪州を直接結ぶ航路）から外れることによる我が国経済への深刻な影響が懸念されています。こうした状況の中、国は、我が国港湾の国際競争力を強化するため、横浜港をはじめとする京浜港及び阪神港を、平成 22 年 8 月に「国際コンテナ戦略港湾」に選定しました。

横浜港では、国際コンテナ戦略港湾施策を推進するため、港湾運営会社を中心とした戦略的なポートセールス

表1 入港船舶数

令和2年(単位:隻、千総トン)

区分	合計	外航船	内航船
隻 数	28,995 (5,998)	8,525 (4,610)	20,470 (1,388)
総トン数	264,581 (126,511)	227,733 (124,764)	36,848 (1,747)

(注) () 内は、フルコンテナ船で内数

表2 施設別取扱貨物量

令和2年(単位:千トン)

区分	合計	外国貿易			内国貿易		
		計	輸出	輸入	計	移出	移入
合 計	93,623	65,212	23,878	41,334	28,411	11,139	17,272
構成比(%)	100	100	100	100	100	100	100
公共施設	51,136	45,213	21,478	23,735	5,923	1,683	4,240
構成比(%)	54.6	69.3	89.9	57.4	20.8	15.1	24.6
民間施設	42,487	19,999	2,400	17,599	22,488	9,456	13,032
構成比(%)	45.4	30.7	10.1	42.6	79.2	84.9	75.4

(注) 民間施設は、横浜港埠頭株式会社及び横浜川崎国際港湾株式会社が運営する施設を除く。

図1 横浜港の現在と将来計画

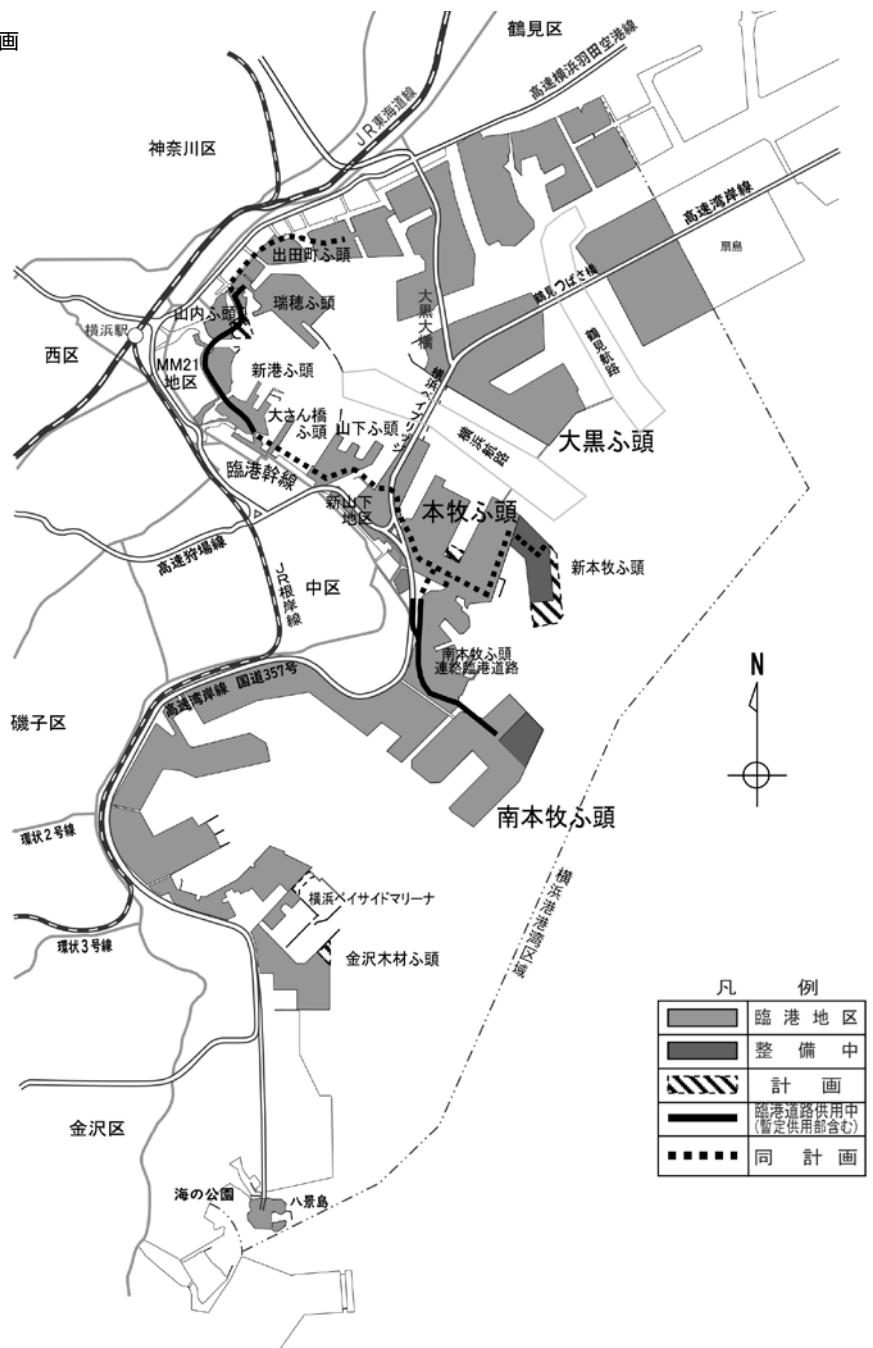


表3 外貿コンテナ貨物取扱量

令和2年(単位:千トン)

区分	合計	輸出	輸入
コンテナ貨物	35,976	14,023	21,954
定期航路貨物	38,804	16,365	22,440
コンテナ化率(%)	92.7%	85.7%	97.8%

(注) コンテナ化率=コンテナ貨物量÷定期航路貨物量

表4 貿易額

令和2年(単位:百万円)

区分	合計	輸出	輸入
全 国	136,409,953	68,399,121	68,010,832
横 浜 港	9,874,431	5,819,977	4,045,454
全国比 (%)	7.2	8.5	6.0

(資料: 横浜税関)

本牧ふ頭

本牧ふ頭は、横浜港のコンテナ貨物の約5割を取り扱う主力ふ頭です。

平成17年に全面供用したBCコンテナターミナルは、岸壁とターミナルを一体的、効率的に管理運営し、コンテナ貨物の集中化を促進させるなど本牧ふ頭の主力ターミナルとして稼働しています。

また、D突堤では、船舶の大型化や増加するコンテナ貨物を効率的に扱うためのターミナルの再整備を進めしており、D5コンテナターミナルは超大型コンテナ船への対応を図るため、D4コンテナターミナルとの一体的な運用に向け再整備中です。



国内最大級の本牧ふ頭BCコンテナターミナル

南本牧ふ頭

南本牧ふ頭は、平成2年に着工し、平成13年4月から水深16メートル岸壁のMC-1・2コンテナターミナルが稼働しています。

コンテナ船のさらなる大型化や貨物量の増加に対応するため、平成19年度から、世界最大級かつ我が国初となる水深18メートル岸壁のMC-3・4の整備に着手し、MC-3は平成27年に、MC-4は令和3年に供用を開始しました。これにより、MC-1～4は水深16～18m、総延長1,600mのコンテナターミナルとして、施設全体の一体利用が可能となりました。多方面の航路の船舶が船型やスケジュール等に応じて施設全体を柔軟に利用できる画期的な運用が実現しました。

一方、南本牧ふ頭の埋立には、市内の公共工事から発生する公共建設発生土及び廃棄物等の受入場所としても利用されています。

新本牧ふ頭

新本牧ふ頭は、国際コンテナ戦略港湾としての横浜港の将来を見据え、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有したロジスティクス施設を一体的に配置し、約90ヘクタールの最新鋭の物流拠点を形成するものです。

平成26年に港湾計画に位置付けた後、環境影響評価や公有水面埋立免許・承認の手続き等を行い、令和元年度から整備を進めています。

■自動車取扱機能強化（物流運営課）

大黒ふ頭

自動車貨物は、横浜港の主力輸出品目であり、大黒ふ頭は「東日本最大の自動車取扱機能拠点」となっています。

大型化が進む自動車専用船に対応するため、岸壁の改良やコンテナターミナルの自動車ターミナルへの転換等、自動車取扱機能の強化を進めています。

■総合物流ターミナル等の強化（物流運営課）

横浜港流通センター

大黒ふ頭に立地する横浜港流通センター（Y-CC）は、コンテナ化の進展や製品輸入の増大等、国際海上物流の変化に合わせ、横浜港における輸入貨物取扱機能の拡大・強化を図ることを目的に、第三セクターの株式会社横浜港国際流通センターが事業主体となり整備した、延床面積約32万平方メートルの総合物流施設です。

ランプウェイ方式により大型コンテナトレーラーが各階に直接乗り入れることができ、総合保税地域により、外国貨物の蔵置、加工、展示などを総合的に行うことができる高機能・複合型物流拠点として、横浜港の国際競争力の強化とみなと経済の活性化に貢献しています。

<https://www.yokohama-cargo-center.jp/>

横浜航空貨物ターミナル

県下唯一の国際航空貨物ターミナルである横浜航空貨物ターミナル（YAT）は、首都高湾岸線・横羽線「新山下IC」へのアクセスが良い山下ふ頭に立地し、通関・物流及び、その支援機能を担う適地にあります。

このため、航空貨物の通関手続きから成田・羽田における航空会社への搬入までを集荷当日に完了することができ、加えて、港湾業者との連携により海上貨物のコンテナ詰めから本牧などのふ頭への搬入、貨物の一時保管など、スピーディーかつフレキシブルなサービスを県内の企業に提供しています。

また、テロ対策の一環として行われている新航空保安制度における爆発物検査を実施しており、安全・安心かつ確実な貨物取扱いを行っています。

<http://www.yatac.com/>

■横浜港へのアクセスの充実・強化（物流企画課、物流運営課）

道路網の整備

横浜港の国際競争力強化には道路網の充実が不可欠です。また、ふ頭間道路の整備とともに、首都圏や背後圏を直結する幹線道路網の整備やアクセス強化も重要です。

このため、臨港幹線道路の整備を進めるとともに、横浜環状道路をはじめとする広域幹線道路について、国などの関係機関と協力して整備促進に取り組んでいます。

臨港幹線道路は大型車両の多い物流交通と一般交通を分離し、都市臨海部の混雑緩和を図るとともに、ふ頭間交通の円滑化を目的としています。既に開通している新港～瑞穂地区（約3.2キロメートル）に続き、臨港幹線道路の早期整備に取り組みます。

南本牧ふ頭では、高規格コンテナターミナルの機能を十分に發揮させるため、首都高速道路湾岸線と南本牧ふ頭を高架で接続する臨港道路（はま道路）が平成29年3月に開通しました。

鉄道・内航輸送の促進

港湾貨物は主にトラックにより輸送されていますが、交通渋滞のない円滑で効率的な輸送や環境負荷の軽減といった観点から、鉄道や内航・はしけを活用した輸送体系の拡充を進めています。横浜港においては、神奈川臨海鉄道の横浜本牧駅と本牧埠頭駅を拠点とした海上コンテナやJRコンテナ等による輸送が行われています。

また、はしけを用いた定期輸送については、京浜港間に加え、千葉港など東京湾内における輸送サービス網が拡充されています。さらに、内航・はしけに係る入港料の減免などによる利用促進に向けた取組も進めています。

■船舶・貨物の誘致への取組（物流運営課）

近年、アジア諸港の飛躍的な成長等により、我が国と北米や欧州を結ぶ基幹航路の寄港数が減少するなど、我が国港湾の国際的地位の低下が危惧されています。

こうした状況のなかで、横浜港の国際競争力強化に向けた基幹航路の維持・拡大及び貨物量の増加を図るために、横浜川崎国際港湾株式会社を中心として、国の補助制度を最大限活用したコンテナ貨物集貨や航路開設支援等を実施しています。

また、国と連携した荷主企業に対するポートセールスの実施や東日本の主要な港と協定を締結し、連携して集貨事業に取り組んでいます。

■横浜港港湾情報システムの充実 (港湾管財課)

横浜港港湾情報システムは、横浜港に入出港する船舶、公共の港湾施設を総合的に管理運用するために、港湾局及び指定管理者と港湾事業者等をオンラインで結び、港湾業務の迅速化・効率化を図っています。また、利用者サービス向上を図るために、入出港や港湾施設の使用許可等の港湾管理者への申請について、利便性の高い電子申請（港湾EDI）を実施しています。令和2年度の横浜港の電子申請利用率は、83.9パーセントとなり、主要港では高い水準となっています。

また、15年稼働した第3次システムを更新し、平成31年1月末から現行の第4次システムを運用しています。

■快適な就業環境づくり（物流運営課、港湾管財課）

船員の福利厚生

船員の福利の向上を図るために、国、神奈川県、関係団体と協力し、各種の事業を行っています。

一般財団法人日本船員厚生協会が運営する横浜国際船員センター（ナビオス横浜）、横浜海員会館（エスカル横浜）は、船員やその家族の利用をはじめ、外航船の船員の交代に伴う休泊や次世代船員の担い手のための啓発など、船員の福利厚生に利用されています。

港湾労働者の福利厚生

港湾労働者のために、食堂、売店、休憩所、公衆トイ

レ、港湾労働者共同住宅を設置しています。主な施設は指定管理者制度を導入し、「一般社団法人横浜港湾福利厚生協会」が管理運営を行っています。

市民が集い、憩う港

都心臨海部では次の視点で市民の皆さんに開かれたにぎわいの場づくりを進めています。

- ① 市民や来街者へ開かれた水際線の提供や海洋性レクリエーションの需要に対応するため、地区的特性を活かし、快適で魅力ある親水空間を創出します。
- ② 物流機能の沖合展開など利用形態の変化が生じている内港地区において、土地利用を転換し、新たな賑わい拠点づくりを進めます。
- ③ 我が国を代表するクルーズポートとして、ラグジュアリーからカジュアルまで様々な種類の客船に対応し、賑わいの創出を図ります。

■客船クルーズ受入機能強化 (客船事業推進課・整備推進課)

客船は、経済的な効果に加えて、街の賑わいづくりなど、さまざまな効果をもたらします。そこで、客船の寄港促進を図るため、受け入れサービスの充実、国内外の客船運航会社や旅行代理店に対する働きかけなど、活発な誘致活動を展開しています。

日本客船では、横浜を船籍港とする「飛鳥Ⅱ（50,444総トン）」をはじめ、「にっぽん丸（22,472総トン）」「ぱしふいいくびいなす（26,594総トン）」が寄港しています。外国客船による横浜発着クルーズも数多く実施されています。

横浜港大さん橋国際客船ターミナル

所在地 中区海岸通1-1-4

TEL 045-211-2304

大さん橋ふ頭は、明治27年の完成以来、我が国の海の玄関として、たくさんの客船を迎えてきました。

平成14年にリニューアルした大さん橋国際客船ターミナルは、曲面を多用し、柱のない大空間を構成する個性的なデザインで、旅客機能と併せて、最大400台が駐車できる駐車場、多目的ホール、横浜港を一望できる屋上広場などがあります。

3万トンクラスの客船は4隻、それ以上のクラスの客船は2隻が同時に着岸できる客船ターミナルとして、また市民の皆さんに港や客船に親しめる施設として横浜港に賑わいをもたらしています。

ターミナル内にある大さん橋ホールやC I Q プラザは、様々なイベントに利用されています。

新港ふ頭客船ターミナル（横浜ハンマーヘッド）

行楽シーズン等に客船の寄港が集中し、配船が困難な状況が生じている大さん橋国際客船ターミナルを補完するため、老朽化（築後80年程度）した新港ふ頭9号岸壁を改修するとともに、緊急物資輸送用の耐震強化岸壁として整

備しました。

また、その背後はC I Q（税関・出入国審査・検疫）施設と商業施設・ホテルからなる「新港ふ頭客船ターミナル」の整備を行いました。

大黒ふ頭での超大型客船受入対応

(CIQ施設整備、自動車船岸壁改良)

横浜ベイブリッジを通過できない超大型客船（マスト高54m超）を受入れるため、岸壁を改修し、大黒ふ頭客船ターミナルを整備しました。

また、見学場所のない大黒ふ頭での客船見学のニーズに応えるため平成31年4月から、閉鎖となっていた横浜ベイブリッジスカイウォークを客船見学施設として一部開放しています。

クルーズ振興事業

(1)市民クルーズ

市民の皆さんに実際にクルーズを体験していただき、その楽しさ、魅力を感じていただくため、客船運航会社や旅行代理店と連携を図りながら、通常料金より割安な料金のクルーズを「市民クルーズ」として市民の皆さんに紹介しています。

(2)客船見学会

市民の皆さんに客船やクルーズ、横浜港をより身近に感じていただくため、客船運航会社等の協力を得て「客船船内見学会」や観光船を使った「横浜港見学会」を実施しています。

(3)フォトコンテスト

より多くの人に客船やみなとに興味をもっていたいだくため、平成16年から他団体と共に、「横浜港客船フォトコンテスト」を実施し、入賞作品を大さん橋国際客船ターミナルなどで展示しています。



「横浜港に咲く華」

(横浜港フォトコンテスト2020 横浜市港湾局長賞作品より)

■賑わいのある港

(政策調整課、賑わい振興課、整備推進課、港湾管財課、山下ふ頭再開発調整課)

横浜港には、物流や産業だけでなく、港内の歴史的資産や特徴のある景観を活かした快適なウォーターフロントや、親水空間の確保などの要望も寄せられています。これらの要望に対応していくため、これまでに、臨港パーク、赤レンガパーク、象の鼻パーク、ハンマーヘッドパークなどの整備を進めてきました。今後も、

①魅力ある親水空間の創出

②立地する地区の特性を活かした周辺地域との調和のとれた景観形成

③海辺の自然再生に配慮した施設整備の推進

④次世代の市民の皆さんへ豊かな港湾環境の継承といった視点から、引き続き、市民の皆さんに開かれた港湾緑地の整備を進めています。

横浜港について、市民の皆さんに理解していただけため、船を使った横浜港見学会を行っています。また、横浜港をより一層楽しんでいただけるよう、周辺の関連施設間での連携を強化し、各施設共同でのPR活動やイベント実施に取り組んでいます。

さらに、横浜港振興協会をはじめとする関係団体等が、港に対する市民理解の促進や、海事思想の啓発、水際の賑わい創出などを目的として、物流施設の見学会や「横浜港カッターレース」など、様々な事業を実施していますが、これら港の振興事業が安全かつ円滑に進められるよう支援しています。

みなとみらい21

基盤整備の大きな柱である埋立事業や道路整備を行うとともに、客船ターミナル、緑地など市民の皆さんに親しみやすい施設を集積し、新しい港湾空間の創出を目指しています。

埋立事業は、中央地区65.4ヘクタールと新港地区8.5ヘクタールの全体面積約73.9ヘクタールで、昭和58年に着工し、ほぼ完了しています。

みなとみらい21地区では、ウォーターフロントの特性を活かし、水際線に面した緑地を整備し、緑豊かな歩行者空間の確保や水と緑のネットワーク化を図っています。

中央地区的臨港パークは広大な芝生広場や階段状の親水護岸を特徴とする地区内最大の緑地で、国際会議の関連イベントや花火等、催しの場としても利用され、多くの市民の皆さんに訪れています。「横浜港をテーマとしたフィールドミュージアム（野外博物館）」として整備された日本丸メモリアルパークには、横浜港のシンボル的存在である重要文化財帆船日本丸や横浜みなと博物館があり、幅広い世代の皆さんに親しまれています。特に、帆船日本丸の総帆展帆の日などは多くの見学者で賑わいます。

新港地区では、これまでの「ふ頭」から歴史と景観を活かした「街」へと機能転換を図り、港と歴史を感じることができる、ゆったりとした街並みの形成を目指しています。歴史の香に富んだ特色ある緑地として、歴史的資産を受け継いだ赤レンガ倉庫と赤レンガパーク（※）は横浜の観光名所となり、賑わっています。

令和3年、中央地区的臨港パークと新港地区的カッピードームミュージアムパークを結ぶ女神橋（人道橋）の整備が完了し、水際線がつながることで、周辺の商業施設や観光スポットへの回遊性を向上させ、都心臨海部の活性化につながっています。

また、新港地区は赤レンガ倉庫をはじめとした歴史的資産を活かし、近代港湾発祥の地としての歴史性を継承し、「島」としての個性が感じられる特色のある市街地の形成を目指しており、みなとみらい21新港地区的景観計画（景観法）と景観協議地区（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例）を策定し平成22年1月から施行しました。これに基づき建築物や工作物の新築等の

際には事業者と協議等を行っています。

みなとみらい 21 地区の主要幹線道路である国際大通り（臨港幹線道路）は、都心部における交通渋滞の緩和を図るとともに、港湾関連車両の円滑な通行を確保するための道路で、現在、新港から瑞穂地区の約 32 キロメートルが供用されています。

さらに、街区開発の進展により発生している交通渋滞を緩和するため、地区内の既完成区間（トンネル区間）について、平成 25 年 3 月に供用を開始しました。

このように、みなとみらい 21 地区では道路や緑地等の基盤整備を進めるとともに、各街区の開発事業者の公募を進めるなど、街づくりの促進を図っています。

（※）赤レンガ倉庫の保存・活用

（賑わい振興課）

所在地 中区新港 1-1 TEL 045-227-2002

みなとみらい 21 新港地区に立地する赤レンガ倉庫は、明治 40 年から大正 2 年にかけて建設された、わが国を代表するレンガ造りの歴史的建造物です。

本市では、「ハマの赤レンガ」と呼ばれ多くの市民の皆さんに親しまれてきた赤レンガ倉庫を貴重な歴史的資産として保存し、また、「港の賑わいと文化を創造する空間」をコンセプトに活用することとしました。

そして、1 号倉庫は、ホール（300 席程度）や多目的スペースを備えた文化施設として横浜市が、また、2 号倉庫は、ビアレストラン・ライブレストラン等の飲食を中心とした商業施設として民間事業者が、それぞれ改修工事を行いました。

平成 14 年 4 月の施設オープン以来、横浜の新名所として賑わいを見せてきた赤レンガ倉庫は令和 3 年 4 月に 19 周年を迎える、開業からの来館者数は令和 2 年度末で 1 億 600 万人に達しました。

横浜・八景島

所在地 金沢区八景島

TEL 045-788-8888

金沢の地は、鎌倉時代中期に北条氏の一族が邸宅内に造った武家の文庫である、金沢文庫（神奈川県立金沢文庫ホームページから一部抜粋）、また幕末には浮世絵師の歌川（安藤）広重も描いた絶景である金沢八景として、親しまれています。

この歴史的に由緒ある海辺を残し、市民の皆さんの海洋性レクリエーションニーズにこたえるために、海の公園と横浜・八景島を整備しました。

海の公園は、延長約 1 キロメートルにわたる砂浜と緑地からなる都市公園であり、市内唯一の海水浴場もあります。

横浜・八景島は、海の公園と一体的に計画された約 24 ヘクタールの人工島で、園地、さん橋、マリーナと民間企業が運営する水族館、各種遊具、商業飲食施設等があり、園地、さん橋等については指定管理者制度を導入し、「株式会社横浜八景島」が管理運営を行っています。

横浜・八景島は、多数の来島者を迎え、海の公園とと

もに広く市民の皆さんに親しまれています。

横浜ベイサイドマリーナ地区

横浜ベイサイドマリーナ地区は「海の公園」や「横浜・八景島」などとともに、海辺の豊かな自然環境に恵まれた金沢区内に海洋性レクリエーション拠点を形成しようとするものです。この地区の中心施設は、日本最大級の収容力と先進的な施設を持つマリーナで第 3 セクターの横浜ベイサイドマリーナ株式会社が建設・管理を行っています。平成 8 年 4 月に第 1 期分（1,148 隻）の供用を行い、市内河川等の放置艇を含む多くのヨット、モーターボートを受け入れています。係留施設は段階的に整備を進めており、現在では全体で約 1,400 隻の係留が可能となっています。

マリーナ周辺には、マリン関連のショールーム、店舗やレストラン等の商業施設が立地し、多くの市民の皆さんが訪れています。全面建て替え工事を行っていたアウトレット施設が令和 2 年 6 月に営業を開始するなど、地区全体のさらなる賑わいの創出に資する開発事業を推進しています。

山下ふ頭

山下ふ頭の持つ優れた立地特性を生かし、都心臨海部の新たな賑わい拠点の形成に向けた再開発を推進しています。

平成 27 年 9 月に、目指す都市像として「ハーバーリゾートの形成」を掲げた開発基本計画を策定しました。

民間事業者による開発が可能な環境を整えられるよう、引き続き、倉庫等の移転協議などを推進し、解体を進めます。

新山下地区

新山下地区では、埋立地と周辺地域を対象として商業、業務、レクリエーション機能がバランス良く配置されたまちづくりを地元とともに進めています。

当該地区は、横浜港港湾計画で「効率的な流通業務を特に促進する区域」に位置づけられており、今後、高度化上屋の整備など、物流機能の促進を図っていきます。

水上交通ネットワーク

都心臨海部における回遊性の向上を目指し、平成 26 年 12 月の横浜港港湾計画改訂により設定した「レクリエーション等活性化水域」では、海洋性レクリエーション活動をはじめ、水上交通や観光船などの利用を促進しています。

現在、横浜駅東口・ぶかりさん橋・赤レンガパーク・山下公園間の定期船や港内遊覧・工場夜景等の観光船があり、多くの人に利用されています。

更に、市民の皆さんのが水に親しみ楽しむことができるよう、新たな賑わいの創出を図るために水陸両用バスの運航や、港と河川を結ぶ水上交通社会実験を推進するなど、水辺空間の活性化策について検討を進めています。

海外の港との国際交流事業

（1）姉妹港・友好港等交流事業

横浜港は、米国・オークランド港、カナダ・バンクーバー港及びドイツ・ハンブルク港と姉妹港、中国・上海港及び大連港と友好港、オーストラリア・メルボルン港と貿易協力港の提携を行い、相互の港の発展に向け、人的交流や情報交換を行っています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響

により、オンライン会議で各港との情報交換を実施し、PAR（ポートオーソリティラウンドテーブル）メンバー20港は、新型コロナウイルスに対する取組に関する共同宣言に賛同しました。また、大連港とは友好港提携30周年の覚書を相互に取り交わし、更新しました。今後も、成果ある交流を目指して事業を推進していきます。

(2) 国際協力事業

横浜港は、先進港湾として海外諸港への国際協力事業を推進しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外からの横浜港視察及び研修の受入れは中止となりました。

■市民利用施設の整備・運営 (賑わい振興課、施設管理課)

日本丸メモリアルパーク（「帆船日本丸」・「横浜みなと博物館」）

所在地 西区みなとみらい2-1-1

TEL 045-221-0280 FAX 045-221-0277

日本丸メモリアルパークには、帆船日本丸と横浜みなと博物館があります。

帆船日本丸は、昭和57年から約83万人の署名を得て、全国10都市の中から横浜への誘致が成功し、昭和60年4月から公開しており、平成29年9月15日には、海上で保存されている帆船としては我が国初の国の重要文化財に指定されました。この機会に老朽化していた船体等の大規模改修を2か年をかけ実施しました。

帆船日本丸では、新たな解説パネルや写真、映像により、「日本丸のあゆみとしくみ」、「練習船での訓練・生活」などを、わかりやすく紹介しています。

また、市民ボランティア等の協力により、全ての帆を広げる総帆展帆を年に10回程度行っているほか、青少年等を対象に海洋教室などを開催しています。

横浜みなと博物館は、横浜港をテーマとした初めての博物館です。

同博物館は、平成元年の開館から30年以上が経過し、展示設備等の老朽化や耐震化への対応が必要となっています。このため、令和3年6月7日から休館しています。リニューアル工事では、体験型コンテンツ（VRシアター）導入等展示施設の更新、案内サインの多言語化等の拡充、吊り天井の耐震化等を行います。これまでの博物館機能に加え、都心臨海部を中心とした観光の中核施設として、令和4年4月頃にリニューアルオープンします。

また、特別展示を年3回程度実施しているほか、教育普及事業として「横浜みなとキッズクラブ」などを実施しています。このほか、ライブラリー事業、資料の調査・研究・収集・出版活動事業なども行っています。

平成28年4月に、アンクルトリスの生みの親である柳原良平氏の御家族から寄附を受けた作品を、多くの市民に観ていただけるよう、平成30年3月に常設展示スペース「柳原良平アートミュージアム」をオープンしました。

本施設は指定管理者制度を導入し、「帆船日本丸記念財団・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体」

が管理運営を行っています。

象の鼻パーク

所在地 中区海岸通1

TEL 045-671-2888 (賑わい振興課)

横浜港発祥の地「象の鼻地区」は、開港150周年記念事業として、みなとみらい21地区から山下公園に至る都心の貴重な水辺空間の中に位置する立地特性や地区的歴史的遺構などを生かし、横浜の歴史と未来をつなぐ象徴的な空間「象の鼻パーク」として生まれかわりました。

象の鼻パークには、港や海を見渡す緑のオープンスペース「開港の丘」や文化観光交流の拠点となるカフェを併設した休憩施設「象の鼻テラス」、日本大通りから港への通景空間を確保した石張り広場「開港波止場」等があります。また、「象の鼻防波堤」は明治20年代後半の姿に復元され、その曲線を活かし水域を囲むように配置したスクリーンパネルは、夜間には照明として魅力的な景観を演出しています。

汽車道・運河パーク・カップヌードルミュージアムパーク

所在地 中区新港

TEL 045-671-2888 (賑わい振興課)

新港地区へのアプローチとして、旧臨港鉄道のトラス橋などの歴史的資産を活かした汽車道は、穏やかな水面と都市景観が楽しめる散歩道です。この道を渡ると運河パークが広がります。

同パークには令和3年4月に民間事業者による国内初の都市型ロープウェイがオープンしました。

カップヌードルミュージアムパークは総面積約2ヘクタールの緑地で、親水護岸、芝生広場、園路があり、臨港パークと赤レンガパークを結ぶ位置にあります。港の景色を楽しみながらの散策や、イベントのできる空間としても利用できます。

令和3年8月に港湾施設条例の設置等許可を活用し、民間事業者により緑地の便益施設としてグランピング施設がオープンしました。

また、災害時に市民の皆さんの飲料水を確保するための耐震貯水槽（約1,300トン）も備えています。

なお、カップヌードルミュージアムパークの名称は、ネーミングライツ事業により新港パークの愛称として平成24年8月から使用しています。

臨港パーク

所在地 西区みなとみらい1-1

TEL 045-221-2155

みなとみらい21中央地区先端に位置する臨港パークは、海とのふれあい・水際線のにぎわいの演出を目的とした、人々が散策し、休養することができるみなとみらい21地区最大の緑地です。

長さ600メートルに及ぶ湾曲した護岸は階段状にしてあり海への親水性を高めるとともに、そこからの景観はペイブリッジをはじめ横浜港内が一望できるものとなっています。

護岸背後は、緑豊かな芝生広場などを設け、快適な空間としています。

本パークは指定管理者制度を導入し、「株式会社横浜国際平和会議場」が管理運営を行っています。

本牧海づり施設

所在地 中区本牧ふ頭1

TEL 045-623-6030

昭和53年7月開設以来、安全で快適に海づりを楽しめる施設として、子どもからお年寄りまで幅広く市民の皆さんに親しまれています。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

横浜港シンボルタワー

所在地 中区本牧ふ頭1-16

TEL、FAX 045-622-9600

横浜港シンボルタワーは、本牧ふ頭D突堤の先端に位置しています。

横浜港のシンボルとして、入港する船舶を歓迎するほか、市民の皆さんが港に入りする船や港を間近に望む施設として、昭和61年7月に開設されました。

タワーの高さは約48メートルで、地上12.5メートルに展望ラウンジ、36.5メートルに展望室があります。敷地内には緑地、休憩所等を整備しています。

開設以来、多くの市民の皆さんに利用されています。

本施設は指定管理者制度を導入し、「商船三井興産株式会社」が管理運営を行っています。

大黒ふ頭中央緑地

所在地 鶴見区大黒ふ頭1

TEL 045-501-6233

横浜港で働く人や内外船員等にスポーツや緑を楽しんでもらうため、昭和52年6月にオープンしました。

ペイブリッジを背景としたこの緑地には、軟式野球、サッカー、ソフトボールなどができる運動場、テニスコートと散策緑地があり、市民の皆さんにも利用されています。

大黒海づり施設

所在地 鶴見区大黒ふ頭20

TEL 045-506-3539

大黒ふ頭の先端に、海づり施設と、広場・池などを備えた緑地とが一体となった施設として、平成8年7月にオープンしました。

開放的な景色と潮風を満喫しながら散策をするなど、家族で楽しめる、水際線を生かした施設です。

海づり施設は、安全で快適な海づりを楽しめる施設です。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

磯子海づり施設

所在地 磯子区新磯子町39

TEL 045-761-1931

市民の皆さんの要望により、憩いの場所として昭和58年5月にオープンしました。根岸湾の埋立地の先端に位置し、見晴らしの良い海づりポイントです。潮通しが良く、魚が回遊しているのを見つけることもあります。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

安全・安心で環境にやさしい港

■安全で安心な港づくり

(政策調整課、物流運営課、港湾管財課、建設第一課、施設管理課、維持保全課)

関係機関と連携・協力し、地震・津波時の迅速な情報収集など防災対策に取り組むとともに、国際貿易港に求められるセキュリティ水準を確保するための保安対策や感染症等の水際対策などに取り組みます。

さらに、港湾施設の点検・補修を計画的かつ効率的に実施することで、施設の機能や安全性を維持し、長寿命化するなど、港湾施設のストックマネジメントを推進します。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の被災による放射性物質流出について、横浜港の大気中の放射線量、海水中の放射能の測定結果を公表し、コンテナターミナルに輸出コンテナの放射線測定を実施するため、据置型の放射線測定装置を設置しています。

震災時に緊急物資の受け入れ等を行う耐震強化岸壁については、引き続き港湾計画に基づいて整備等を進めています。

津波対策については、防護レベルの津波と高潮からの浸水被害を防ぐため、東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）に本市域の計画を位置付け、平成29年度に大黒ふ頭で海岸保全区域の指定を行い、海岸法に基づく海岸保全施設の整備を行っています。

また、令和元年の台風15号・19号により甚大な被害を受けた金沢区福浦・幸浦地区の護岸についても海岸保全区域の指定を行い、今後発生し得る最大の高潮・高波を防護できる護岸の復旧整備を行っています。

■環境にやさしい港づくり

(政策調整課、物流運営課、施設管理課)

港のスマート化

エネルギー利用の効率化、低炭素化、災害時等における事業継続性の確保等の「港のスマート化」を進めることを港湾計画に位置付け、港湾活動の質や利便性の向上と環境負荷の低減の両立を図っています。

カーボンニュートラルポート(CNP)検討会を開催し、CNP形成に向けて目指すべき姿と取組の方向性をまとめました。

なお、LNG(液化天然ガス)バンカリング拠点の形成のため、令和3年度のバンカリング事業開始に向けて、本牧ふ頭A4岸壁に定係地を整備し、インセンティブ制度(入港料等の減免)の創設等の取組を推進しました。また、エコバンカーシッピング株式会社により建造されているLNGバンカリング船の進水式が行われました。

さらに、水素燃料電池船の実証事業に関する包括連携協定の締結や、環境に配慮した船舶に対するインセンティブ制度の運用のほか、自立型水素燃料電池システムの実証事業を実施しました。

ゆっくり走ろう！横浜港

横浜港では、港湾関連事業者と港湾局が協働で「事故・

コスト・CO₂ の削減」を目指し、港における総合的な環境対策として、「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進に取り組んでいます。

また、グリーン経営認証※の認証取得事業者に対し補助を行っています。

※「交通エコロジー・モビリティ財団」が認証する環境に配慮した経営を実現するための制度

海の水質改善に向けた市民活動の支援等

内港地区の水質改善・生物多様化を図るため、汽車道前面水域において、一般社団法人横浜みなどみらい21と協働で「覆砂」や「アマモ場の形成実験」など、生物の生息場や着生基盤を形成する取組を行っています。

■港湾環境の魅力づくり (港湾管財課、水域管理課、施設管理課、 賑わい振興課)

ふ頭清掃

公共ふ頭のじんかい処理は、ふ頭利用者と市が共同して清掃を実施しています。

令和2年度の処理実績（一般ごみ・パレット類）

横浜港内（本牧ふ頭・山下ふ頭・大黒ふ頭等） 480トン

海上清掃

海上漂流物を清掃船6隻で回収し、分別のうえ、処理しています。

令和2年度の処理実績 183トン

プレジャーボート等対策

「横浜市船舶の放置防止に関する条例」に基づいて、港湾区域内のパトロールと指導を行うと共に、各水域管理者と協力して係留防止策を実施し、放置船舶発生防止に努めています。

令和3年3月末の放置船舶隻数（河川、漁港含む）は254隻確認され、平成7年のピーク時に比べて1,843隻、約88%の減少となっています。

今後も、放置船舶所有者へ適正な保管場所への自主的な移動を指導すると共に、関係機関と協力して放置船舶の減少に向けた対策を進めています。

沈廃船対策

各水域管理者が、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」や関係法令等に基づき対策を進めています。

今後も、市内の港湾・河川等にある沈廃船の撤去及び不法投棄の防止に努め、安全な航路の確保と快適な生活環境の実現を目指します。

みなと色彩計画

横浜港において、国際港都としてふさわしい景観形成を図るため、横浜港全域に立地する建築物等の配色を定めたものであり、ゾーン別・地区別に個性的・魅力的な景観形成に寄与しています。

港湾環境整備負担金

横浜港における環境の整備・保全のため、港湾区域または臨港地区内の工場、事業場において事業を行っている事業者（敷地面積1万平方メートル以上）に、「横浜市港湾環境整備負担金条例」に基づき緑地の建設・維持工事及び海面清掃等の費用の一部をご負担いただいている

ます。